平成２３年（フ）第６６号
千葉県市川市新浜１丁目２番25―305号
バードパーク新浜
債務者　野間　勝義
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８６号
千葉県市原市島野54番地の２
債務者　米川　重雄
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１５号
千葉県市川市北国分３丁目10番４号
債務者　神崎　弘美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５号
千葉県市原市千種３丁目１番地５　エミネンスコートＡ104号室
債務者　大野美由紀
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３７号
千葉県市川市菅野３丁目10番10号　ときわハイツ201
債務者　濱村　竜一
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８号
千葉県船橋市みやぎ台３丁目19番９号
債務者　小笠原武志
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６８号
千葉市緑区古市場町474番地の195　古市場団地４棟404号
債務者　姥貝千江子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７０号
千葉県八千代市大和田805番地１　コーポタイガー103号
債務者　天野よし子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７９号
千葉市緑区あすみが丘５―54―５　ベルフレールＢ102、住民票上の住所千葉県市原市能満895番地３
債務者　四戸　秀幸（旧姓能登）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０１号
千葉県八千代市ゆりのき台１丁目24番地１　サングレース八千代309号室
債務者　中島　茂信
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０６号
千葉県市原市姉崎2394番地１　ベルウッド102
債務者　菖蒲川英樹
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２９号
千葉市中央区村田町821番地６
債務者　近藤　敏恵
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５２号
石川県白山市鶴来水戸町３丁目15番地
債務者　曽賀　辰郎
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５４号
金沢市増泉３丁目４番13号
債務者　山崎　慶功
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６２号
石川県河北郡津幡町字倉見カ104番地３
債務者　前田由紀子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５７号
長野県松本市出川１丁目７番３号　庄三コーポラスＢ―13号室、住民票上の住所長野県松本市本庄１丁目６番４―202号
債務者　奥原　俊樹
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５８号
長野県松本市大字島内1666番地の1029
債務者　田原　千春
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
長野地方裁判所松本支部